

新型コロナウイルスの影響により

令和3年5月の売上が減少した町内事業者に対して

門川町内事業者緊急支援金

を支給します。

支給対象者

中小企業基本法に定める中小企業者(※詳しくは裏面をご覧ください。)で、

令和3年4月30日までに開業しており、次のいずれかに該当する方。

〔法人の場合〕町内に本店・主たる事業所があること。

〔個人の場合〕町内に住所を有すること。



支給要件

※ 次のすべてを満たすこと。

- (1) 令和3年5月の事業収入額が、前年又は前々年の5月と比べて減少した事業者。
〔 令和2年5月2日～令和3年4月30日に開業・設立された方は、開業日から
令和3年4月までの売上の合計を開業月数で除した金額と比べて減少した方。 〕
- (2) 令和3年5月の宮崎県の緊急事態宣言中における飲食店への営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けていないこと。
- (3) 申請日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること。
(5月の県独自緊急事態宣言の影響を受け、申請日時点でやむを得ず休業している場合は対象とする。)
- (4) 政治団体、宗教上の組織もしくは団体でないこと。
- (5) 暴力団もしくは暴力団関係者、反社会的勢力関係者でないこと。

支給額

※交付対象者につき1回限り

◎ 減少率が50%未満の場合 ⇒ 一律10万円

◎ 減少率が50%以上の場合 ⇒ 一律5万円

(減少率が50%以上の場合は、県の「県内事業者緊急支援金」も対象となります。別途申請が必要です。)

申請受付期間

令和3年7月8日(木) から 令和3年10月8日(金) まで

(裏面につづく)

必要書類

☆ 必要書類は役場まちづくり推進課窓口もしくは町ホームページからダウンロードできます。

- (1) 門川町内事業者緊急支援金 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 確定申告書の写し
 - ・ 法人の場合は直近の決算期に関するもの
 - ・ 個人の場合は令和2年分
- (3) 売上が確認できる決算書または帳簿の写し
 - ・ 令和3年5月の売上と、前年または前々年5月の売上が分かるもの。
 - ・ 令和2年5月2日～令和3年4月30日に開業・設立された方は、開業日から令和3年4月までの売上が分かるもの。
- (4) 令和2年5月2日以降に開業した方は、税務署届出の開業届けの写し
- (5) 本人確認書類（個人事業者のみ）
 - ・ 運転免許証・パスポート・健康保険証の写しなど。
 - 注意：マイナンバーカードの写しの場合は、マイナンバー部分を隠して写しをとってください。
- (6) 通帳またはキャッシュカードの写し（振込口座の情報がわかるもの）
 - ・ 必ず金融機関名、本店・支店名、預金種別、口座番号、カタカナの名義が全て分かるもの。

申請方法

☆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

【郵送の場合】

宛先／〒889-0696 門川町平城東1番1号

門川町役場まちづくり推進課

【窓口で提出する場合】（土・日・祝日は受付できません）

受付場所／門川町役場2階 まちづくり推進課

受付時間／9時～17時（12時～13時を除く）



◎支給対象者の中小企業者とは・・・

右表の要件1または要件2を満たす必要があります。

	要件1	要件2
	資本金または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（門川町役場 まちづくり推進課 商工観光係 TEL：63-1140）